

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

対象者・利用料について

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料（保育料）が無償化されます。
※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料（保育料）が無償化されます。
- 利用料（保育料）の無償化に伴う新たな手続きはありません。

食材料費（給食費）について

- 給食の食材料費（給食費）の支払い方法が、変更します。

■ 現在、3～5歳児の食材料費（給食費）は、

・ 主食（お米など）分については直接、

・ 副食（おかず・おやつ）分については（保育料の一部として）市を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。

■ 食材料費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

10月から利用料（保育料）は無償化されますが、食材料費（給食費）については、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担していただくことが原則となります。

このため、今後は、主食分（現物持参の施設もあります。）と副食分の給食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

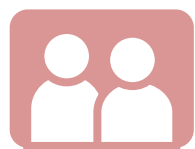
※食材料費（給食費）は、施設ごとに異なります。金額や支払方法については、施設にお問い合わせください。

※0歳から2歳までの子どもたちの食材料費（給食費）は、これまでと変わりません。

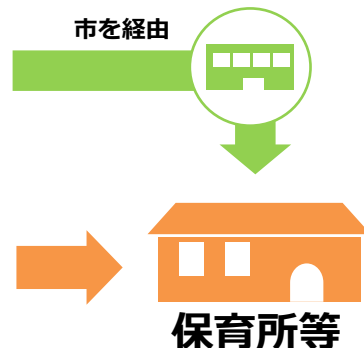
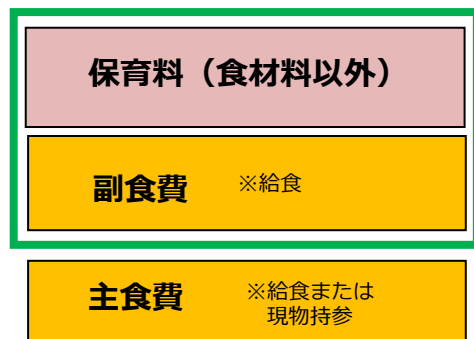
- 副食費（おかず・おやつ分）については、免除制度を拡充します。
対象は、年収360万円未満相当世帯の子どもと、世帯の第3子以降の子どもです。

《詳細は裏面をご覧ください》

～これまで～



保護者



～10月以降～

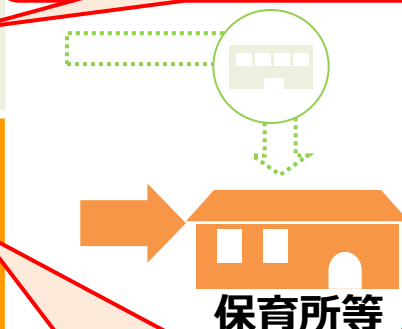


保護者



※給食費の金額は、施設ごとに異なります。

保育料の支払いは不要になります。



主食分（現物持参の施設もあります。）と副食分の給食費をまとめて施設にお支払いいただきます。

《副食費免除の拡充について》

年収360万円未満相当の世帯（保育認定（2号）：第1～4階層の一部まで）**の全ての子どもと全所得階層の第3子以降の子どもを対象に、副食費の免除を行います。**

※きょうだい（多子）のカウント方法は、これまでの保育料の多子軽減と同じ扱いとなります。

※副食費の免除に伴う、新たな手続きはありません。

※免除対象者には、改めて9月中に通知いたします。